

指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故～

北海道開発局は、東海産業株式会社及び平和鉄構株式会社が安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことから、指名停止2週間の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当）

旭川開発建設部発注の「一般国道39号 上川町 神仙橋補修外一連工事」において、支承^{*1}補修に伴う作業中、倒れてきたベント^{*2}と仮置きしたベントに挟まれ、作業員が死亡する事故を発生させたため、指名停止を行うものです。

*1支承：橋台や橋脚で橋桁を支持する部品

*2ベント：橋梁の架設時に橋桁を支持する仮受け台

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東海産業株式会社	旭川市東3条6丁目1-36
平和鉄構株式会社	旭川市宮下通9丁目766

2. 指名停止措置期間：令和2年10月20日～令和2年11月 2日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせたときと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 臼井 義晃（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 五十嵐 輝（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 長能 章久（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

